
0700 支給要件の確認

0701 概要

支給申請書の提出を受けた管轄労働局においては、システムで支給申請書を受理し、特に、次の点に留意して支給要件の判定を行い、その結果をシステムに入力する。

支給要件の判定においては、支給申請書記載事項の確認、対象事業主に該当するか否か及び不支給要件に該当するか否かの判定並びに中小企業事業主に該当するか否か等の支給額の算定に係る事項の確認を行う。

支給要件を満たすものと判断されたものについて、さらに被開金を支給することが適切な事業主であるか否かを審査した上で、支給又は不支給の決定を行う。また、支給要件を満たさないものと判定されたものについては、これに基づいて不支給決定を行う。

0702 対象事業主に該当することの確認

イ 対象労働者であることの確認（0201 イ、0202 関係）

支給申請書と併せて提出又は提示された対象労働者であることを証明する書類（0602 参照）により確認する。この確認は第1期支給申請書を受理した時点で行う。

ただし、第1期支給申請書を受理した時点で不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

ロ 安定所等の紹介による雇入れであることの確認（0201 イ、0400a、0400 c 関係）

システムの支給要件判定照会処理により確認する。

ハ 一般被保険者として雇い入れられたことの確認（0201 イ関係）

システムの支給要件判定照会処理により確認する。

ニ 対象労働者を継続して雇用する労働者（1年以上雇用することが見込まれる者に限る。）として雇い入れることの確認（0201 イ関係）

対象労働者を一般被保険者又は高年齢継続被保険者として、かつ、継続して雇用する労働者（1年以上雇用することが見込まれる者に限る。）として雇い入れる事業主か否かについて、雇用契約書又は雇入れ通知書の写し及び事業主からの申立書の記載内容により確認する。その際、事業主の属する業種、過去における雇用の実績、対象労働者の従事している職務の内容等に留意する。

そして、必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。この場合において、当該事業主の過去における雇用の実績等から判断して対象労働者の雇用継続の確実性について問題があると認められるときは、特に慎重な審査を行うものとする。

ホ 労働者を解雇等していないことの確認（0201 ロ関係）

基準期間に、被保険者を解雇等しなかったことを、システムの支給要件判定照会により確認する。

解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勸奨退職等を加えたものであって、被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因「3」と判断されるものである。

ヘ 特定受給資格者となる理由による離職が一定以上でないことの確認（0201 ハ関係）

基準期間において、当該雇入れに係る事業所の被保険者を、当該雇入れ日における当該事業所の被保険者数の6%に相当する数を超えて、特定受給資格者と判断される離職理由により離職させて

いる事業主に該当しないことをシステムの支給要件判定照会により確認する。

この場合、雇用保険データでは、算定の対象となる特定受給資格者とは、離職日が判定の対象となる期間にあり、かつ、当該期間に離職区分が1 A又は3 Aであるものとして受給資格決定処理がなされている者である。

ト 対象労働者の雇入れ日より前に支給決定の対象となった者の離職割合の確認(0201ニ、0201ホ、0201ヘ、0201ト関係)

(イ)原則

- a 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日より前に特困金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であることを、システムの支給要件判定照会処理により確認する。
- b 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日より前に特困金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Bが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Bの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であることを、システムの支給要件判定照会処理により確認する。
- c 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日より前に高奨金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職した割合が50%を超えていない事業主であることを、支給申請書と併せて提出される「特定求職者雇用開発助成金（高年齢者雇用開発特別奨励金）離職割合要件確認書（様式第8号）」又はシステムの支給要件判定照会処理により確認する。
- d 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日より前に被開金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であることを、システムの支給要件判定照会処理により確認する。

(ロ)特別の理由による離職者の除外

(イ)の確認の結果、(イ) a、b及びdのいずれかにおいて離職割合が50%を超えていることを確認した場合には、特別の理由による離職者(0201ニ(イ)から(ロ)に掲げる理由により離職した者)を、離職割合算出における離職者から除外した上で、再確認を行うものとする。

0201ニ(イ)に該当する者の確認は、「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）離職割合除外申立書①（雇入れ1年後）（様式第7号1）」、「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）離職割合除外申立書②（助成期間1年後）（様式第7号2）」、「特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発助成金）離職割合除外申立書（様式第9号）」のいずれかにおいて確認する。

0201ニ(ロ)に該当する者の確認は、雇用保険データ又はシステムの支給要件判定照会処理において確認する。

0201(ロ)に該当する者の確認は、「特定求職者雇用開発助成金離職割合除外申立書（就労継続支援A型事業）（様式第10号）」によって確認する。

また、必要に応じて、事業所に対する事情聴取や、当該事業主における雇用保険の資格喪失に関する関係書類等により確認を行うこととするが、事業主より、予め、特別の理由による離職に該当する者がいない旨の確認が取れている場合については、改めてこれらの確認を行う必要はない。

- チ 対象労働者を雇い入れた事業所において必要書類を整備、保管していることの確認(0201 チ関係)
支給申請書を受理する際に行い、事業主に対して必要な指導を行う。

0703 不支給要件に該当しないことの確認

- イ 安定所等の紹介以前に雇用の内定がなかったことの確認(0205 イ関係)

申立書により事業主から当該雇用の内定がなかったことについて申立を行わせるとともに、安定所又は運輸局の関係部門への確認を行う。

その上、必要に応じて管轄労働局及び安定所又は運輸局の関係部門間との連携により、求人申込日、求職申込日、紹介日及び採用決定日がそれぞれ近接していないかを確認すること。また、必要な場合には、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

- ロ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、以下のいずれかに該当する対象労働者を当該雇入れに係る事業所が雇い入れる場合でないことの確認(0205 ロ関係)

(イ) 当該雇入れに係る事業所と雇用、請負、委任の関係にあった対象労働者、又は出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れに係る事業所において就労したことがある対象労働者

(ロ) 当該雇入れに係る事業所において、通算して3か月を超えて、訓練・実習等を受講等したことがある対象労働者

この確認については、事業主の提出した申立書の記載及びシステムの支給要件判定照会により、これに該当しないことを確認する。

その上、必要に応じて出勤簿等、労働者名簿等の書類、総勘定元帳等の管轄労働局長が必要と認める書類又は事業主からの事情聴取により確認すること。また、必要な場合には、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

- ハ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、当該対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により当該対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、当該対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主と、以下のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が雇い入れる場合でないことの確認(0205 ハ関係)

(イ) 雇入れ日において、他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。

(ロ) 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

申立書に、対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前に、当該対象労働者を雇用していた事業主との資本的・経済的・組織的関連性等の有無を記載させることにより確認する。

- ニ 対象労働者が雇入れに係る事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族でないことの確認(0205 ニ関係)

申立書の記載により該当の有無の確認を行うものとし、関係性が疑わしい場合には、必要に応じ、対象労働者からの事情聴取も行うこと。

- ホ 支給対象期に対象労働者の労働に対する賃金を支払期日を超えて支払っていない事業主でないことの確認(0205 ホ関係)

(イ) 原則

支給申請に併せて提出又は提示される賃金台帳等（その写しを含む。）により、支給申請時点において、対象労働者の労働に対する賃金が支払われていることを確認することとし、0602 但書に該当する場合には、不足書類の提出時点においても同様の確認を行うこと。

(ロ) 労働に対する賃金が支払期日までに支払われていない場合

労働に対する賃金が支払期日までに支払われていない場合は、支給要件判定を保留し、当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、支給対象期における賃金の最後の支払期日から1か月以内に支払われない場合には、不支給要件に該当するものとする。

へ 安定所等の紹介時点と異なる条件で雇入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があったものでないことの確認（0205 ト関係）

対象労働者から求人条件と異なる条件で雇用されている旨の申出があった場合に必要な調査を行うこととし、支給申請書の対象労働者の署名・押印欄から判断し必要なものについて、申出内容を聴取する。申出内容の聴取に当たっては、具体的な労働条件を聴取し、これに係る客観的な証拠の提示を求める。

労働条件の不利益又は違法行為があったことの認定に当たっては、賃金額、労働時間又は休日に関して、雇入れ前に事業主より示された求人条件と雇入れ後の労働条件が著しく異なっていること、雇入れ後の労働条件が労働関係法令に違反するものであること等を確認する。

ト 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けていないことの確認（0205 チ関係）

支給申請を行った事業主について、当該申請のあった日までに高年齢者雇用安定法に基づき、「高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」が発出されていないか確認する。なお、当該勧告書が発出されていた場合であって、当該事業所において適切な確保措置が講じられた場合、その後における支給申請については不支給要件に該当しない。勧告の有無等について疑義がある場合には、必要に応じて他都道府県労働局の関係部門への確認を行う。

0704 支給額の算定に係る事項等の確認

イ 中小企業事業主であるかどうかの確認（0301 ロ関係）

第1期支給申請書の「申請事業主」に記載された事項により、事業主が中小企業事業主であるか否かの確認をすることとし、必要に応じ、事業主の各事業所の所在地、対象労働者を雇い入れた日における資本の額又は出資の総額及び常時雇用する労働者の数に関する資料、事業内容を示すパンフレット等の提出を求めるものとする。

なお、資本金等の額及び常時雇用する労働者の数は、「第1 共通要領」の0502により確認する。

ロ 対象労働者の区分の確認

雇用契約書（又はその写し）又は雇入れ通知書（又はその写し）により、1週間の所定労働時間を確認し、対象労働者の区分が短時間労働者となっていないか等を確認する。この際、雇入れ時点の労働条件等から、1週間の所定労働時間が変更されている可能性がある場合には、事業主に雇用契約が変更されているか否かを確認するため、必要に応じ事業主に関係書類を提出させ、1週間の所定労働時間を確認する。

この確認により、支給対象期の途中で対象労働者の区分が変更されていることを確認した場合

は、0303 イ又は0303 ロの適用により支給額の算定を行う。

ハ 対象労働者の労働時間の確認（0301 ロ関係、0301 ハ関係）

上記ロにより、支給対象期において対象労働者の区分が変更されていないことを確認した後、雇用契約書（又はその写し）又は雇入れ通知書（又はその写し）、賃金台帳（又はその写し）及び出勤簿等（又はその写し）などの書類から、支給対象期における対象労働者の実労働時間の合計を把握する。その後、0301 イの規定により支給額を算定する。

ニ 対象労働者の労働に対する賃金の確認（0301 ロ関係）

（イ）原則

支給額の算定にあたっては、支給対象期における労働に対する賃金が、0301 ロの（表-1）に該当する支給額を上回っているか、支給申請時に提出のあった賃金台帳（又はその写し）及び出勤簿等（又はその写し）の書類により確認する。

（ロ）労働に対する賃金が0301 ロに定める支給額を下回っている場合の取扱い

労働に対する賃金が0301 ロ（表-1）に定める支給額を下回っている場合には、0301 ロ但書の規定により、事業主が支払った支給対象期における労働に対する賃金の額を上限額として支給する。

なお、労働に対する賃金が0301 ロに定める支給額を下回っている場合であって、0602 但書の規定により、後日提出された賃金台帳等（又はその写し）がある場合は、当該賃金台帳等に記載された賃金の額を加算の上、労働に対する賃金の総額を算出して支給額と比較する。

ホ 対象労働者が最低賃金の減額の特例に係る者であるか等の確認（0301 ニ関係）

該当の有無を申立書により確認するとともに、労働に対する賃金の額が低い者については、必要に応じて当該許可を受けた旨を示す書類を提出させて確認する。

なお、賃金の額の確認については、上記ニと同様に、支給対象期における労働に対する賃金により支給額を算定することとなる。

ヘ 対象労働者の雇用状態の確認（0204 ロ関係）

対象労働者の雇用の実績並びに0204 に定める助成対象期間が経過する日前に当該対象労働者が雇用されなくなった場合における離職日及びその理由については、支給申請書の記載事項又は申立書の記載によって確認する。

ただし、確認が困難なときは、賃金台帳等必要な書類の提出又は提示を求めるとともに事業主から事情聴取を行い、又は必要な調査を行う。

0705 システムへの入力

0702、0703 及び0704 により支給要件の判定を行った後、これらの項目ごとに判定の結果をシステムに入力する。

0706 上乗せ助成金に係る支給要件の判定

申請書に記載された対象労働者について、第2期支給対象期に係る支給決定が行われており、かつ、0302 に定める理由により助成対象期間が支給対象期の途中で終了した者でないことを特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発助成金）上乗せ助成金支給申請書の記載事項（助成金支給番号及び対象労働者氏名）により確認する。

0800 支給決定

0801 概要

管轄労働局長は、支給要件を満たすものと判定された事業主について、被開金を支給することが適切であるか否かを判断して支給決定を行う。

当該決定に当たって、0300により支給額の算定を行う。

0802 支給額の算定

所要の事項が記載された支給申請書をシステムに入力することにより支給額の算定を行う。

0803 支給決定に係る事務処理

管轄労働局長は、支給申請書の記載欄に所要事項を記入し、被開金の支給又は不支給を決定したときは、システムで支給・不支給決定処理をした後、事業主に対し、当該処理後に出力される特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発助成金）第1期支給決定通知書、第2期支給決定通知書又は第1期不支給決定通知書、第2期不支給決定通知書のいずれかにより通知するものとする。

なお、上乗せ助成金に関しては、別途特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発助成金）上乗せ助成金支給決定通知書又は不支給決定通知書により通知するものとする。

0900 確認請求

0901 離職割合要件の確認に係る事業主からの照会手続

事業主から、0201ニ、ホ、へ及びトの離職割合の算定対象となっている者について、照会があった場合には、次の手続により、対応するものとする。

イ 照会を行う事業主は、「特定求職者雇用開発助成金照会結果（離職率算定対象となる対象者一覧表）交付申請書（様式第11号）」を、事業所の所在地を管轄する労働局に提出する。

ロ イの交付申請書を受理した労働局においては、以下のいずれかの方法による確認をした上で、助成金支給番号又は事業所番号及び雇年月日に基づき、当該事業所に係る「特定求職者雇用開発助成金照会結果（離職率算定対象となる対象者一覧表：交付用）」を出力し、当該事業主に交付する。

ただし、提出された交付申請書の記載内容等からみて、当該交付申請書が真正なものであることについて不審な点がある場合についてのみ確認を行えば足りるものとする。

- (イ) 当該交付申請書に押印された事業主（代理人）印と、雇用保険事業所設置届に押印された事業主（代理人）印影の照合
- (ロ) 交付申請書と併せて、登記事項証明書又は事業所の実在を確認することが出来る客観的な資料（事業許可証、工事契約書、不動産契約書、源泉徴収票、社会保険適用関係書類等、事業主が一方的に作成した書類でないもの）を提出させ、交付申請書の記載内容と相違ないことの確認

1000 財源区分

1001 財源区分

助成金の財源は、労働保険特別会計雇用勘定が負担する。

1100 委任

1101 安定所長への業務の委任

当分の間、紹介地管轄労働局長は、0400a 及び 0400c に係る業務の全部又は一部を、管轄労働局長は、0500、0600、0700 及び 0900 に係る業務の全部又は一部をその指揮監督する安定所長に行わせることができることとする。

1200 附則

1201 施行期日

- イ 平成26年3月31日付け職発0331第5号、能発0331第5号、雇児発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年4月1日から施行する。
- ロ 平成27年3月31日付け職発0331第2号、能発0331第12号、雇児発0331第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年4月1日から施行する。
- ハ 平成27年4月27日付け職発0427第17号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年5月1日から施行する。
- ニ 平成27年8月27日付け職発0827第5号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年10月1日から施行する。
- ホ 平成28年2月10日付け職発0210第3号、能発0210第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年2月10日から施行する。
- ヘ 平成28年4月1日付け職発0401第40号、能発0401第10号、雇児発0401第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年4月1日から施行する。
- ト 平成28年8月19日付け職発0819第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年8月20日から施行する。
- チ 平成28年12月5日付け職発1205第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、同日から施行する。

1202 経過措置

- イ 雇用関係助成金支給要領の施行の日より前に雇い入れられた対象労働者に係る被開金の支給については、なお従前の例による。
- ロ 平成26年4月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る被開金の支給については、なお従前の例による。
- ハ 平成27年4月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る被開金の支給については、なお従前の例による。
- ニ 平成27年5月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る被開金の支給（平成27年5月1日以後に初回の支給申請書が提出された対象労働者に係る実労働時間の最低基準、支給対象期における労働に対する賃金（0301イ、0301ハ、0301ニ、0302イ（ただし書きは除く）、0303、0602、0704）を除く）については、なお従前の例による。
- ホ 平成27年5月1日より前に10人目の対象労働者を雇い入れた際の0301ホの上乗せ助成金の支給については、なお従前の例による。
- ヘ 平成27年10月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る被開金の支給については、なお従前の例による。
- ト 平成27年10月1日より前に10人目の対象労働者を雇い入れられた際の0301ホの上乗せ助成金の支給については、なお従前の例による。

【参考】様式一覧

- (a) 特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録票（様式第1号）
- (b) 特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届（様式第2号）
- (c) 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金）第1期支給申請書（様式第3号）
- (d) 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金）第2・3・4・5・6期支給申請書（様式第4号）
- (e) 対象労働者雇用状況等申立書（様式第5号被）
- (f) 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発助成金）上乘せ助成金支給申請書（様式第6号）
- (g) 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）離職割合除外申立書①（雇入れ1年後）（様式第7号1）
- (h) 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）離職割合除外申立書②（助成期間1年後）（様式第7号2）
- (i) 特定求職者雇用開発助成金（高年齢者雇用開発特別奨励金）離職割合要件確認書（様式第8号）
- (j) 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発助成金）離職割合除外申立書（様式第9号）
- (k) 特定求職者雇用開発助成金離職割合除外申立書（就労継続支援A型事業）（様式第10号）
- (l) 特定求職者雇用開発助成金照会結果（離職率算定対象となる対象者一覧表）交付申請書（様式第11号）

職雇企発 1205 第 1 号
平成 28 年 12 月 5 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部
雇用開発企画課長
(公 印 省 略)

就労継続支援 A 型事業に対する特定求職者雇用開発助成金の取扱いについて

障害者総合支援法に基づく就労継続支援 A 型事業を実施する事業所(以下「A 型事業所」という。)に対する特定求職者雇用開発助成金(以下「特開金」という。)の取扱いについては、A 型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することを原則としつつも、暫定支給決定(障害者本人にとって当該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。以下同じ。)を経た障害者を雇い入れる場合は、支給対象外としてきたところである。

この取扱いについて、今般、下記のとおり見直すこととするので、その適正な運用を図られたい。

記

1 今般の見直しの背景

(1) 会計検査院による指摘(平成 26 年度 決算検査報告)

特開金は、単に就職が特に困難な者(以下、「就職困難者」という。)の雇い入れの促進のみを目的とするのではなく、それらの者が継続的な雇用機会を確保できるようにすることも目的としている。

しかしながら、会計検査院が特開金の支給対象となった障害者について、その離職状況等について調査したところ、「雇入れ後 3 年未満で早期に離職している者の割合が 42.1% となっており、支給対象障害者の多くが早期離職しており、その雇用の安定が十分に図られていない状況が見受けられる」として、平成 26 年度決算検査報告において、特開金の支給が、障害者の雇用の安定に資するものとなるよう、「労働局等に対して、障害者の就労・離職状況や具体的な離職理由等の把握及び調査を十分に行うよう指導するとともに、貴省本省において、障害者の離職の実態等を踏まえて障害者の雇用に関する事業主に対する助成の効果の検証を行うこと」という意見の表示を受けた。

特開金について、就職困難者の継続的な雇用機会を確保できるようにするという

制度趣旨に沿った運用を図るべきことについては、厚生労働省としても会計検査院の指摘がある前から、特開金に離職割合要件を設ける方向で検討してきていたところであり、平成27年10月よりこの要件を施行したところであるが、仮にこの要件によっても特開金をその制度趣旨に沿って運用することが困難であることが明らかとなった場合については、必要に応じてこの離職割合要件の更なる見直しをすることも必要と考えられるところである。

(2) 地方分権改革に関する提案による見直し要請

一般就労が困難な障害者と雇用関係を結んで、A型事業所が利用者として受け入れる場合、原則として暫定支給決定を行うこととされているが、暫定支給決定を受けた障害者については特開金の支給対象とならず、例外的に暫定支給決定が行われなかった場合でその他の要件を満たす場合のみ特開金の支給対象としていたことから、結果として暫定支給決定の有無により特開金の支給が左右されることとなっていた。

このため、市町村における暫定支給決定に係る実務に混乱が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づく「地方分権改革に関する提案募集」（平成28年）において、一部の市町村等より、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求める提案があったところである。

(3) A型事業所の事業目的とその雇用の実態

そもそもA型事業所は、公費から障害福祉サービス費（訓練等給付費）を受けながら、一般就労が困難な障害者に対して雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を提供する、いわば公的な支援を受けながら障害者を雇用すること自体を本来業務とした事業体であって、一般企業に比べて障害者の雇い入れとその継続的な雇用に関して高水準の知見を有すべき雇用者である。このためA型事業所については、障害者の雇用に関して高い水準の定着率及び能力が高まった者について一般就労への移行支援が求められる。

しかしながら、厚生労働省から自治体に対して通知された平成27年9月8日付障障発0908第1号「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、不適切な事業運営の事例の一つとして、A型事業所が、特開金の支給対象となる利用者に対し、利用開始の一定期間経過後に、本人の意向等にかかわらず事業所を不当に退所させている事例をあげている。利用者の退所時期が特開金の助成対象期間と一致しているような場合には、正当な理由なく、特開金の支給終了とあわせて退所させていると考えられる場合があり、そのような取扱いは適切な事業運営とはいえない旨が指摘されている。

さらに、今般当課において、特開金の支給決定を受けた者のうち障害者の離職状

況について調査したところ、一般就労に移行することにより離職した者を考慮したとしても、A型事業所における離職率が通常の事業所の離職率よりも高い状況が明らかとなり、A型事業所については、特開金の支給要件について、その事業目的等に対応した適切な措置をとることが求められる状況となっている。

2 A型事業所への特開金の取扱いの見直しについて

上記1によりA型事業所への特開金の取扱いについて下記のとおり見直しを行う。

(1) 暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れる場合の取扱いの見直し

A型事業所に係る暫定支給決定の対象となった障害者のうち、雇入れ当初に締結した雇用契約において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である者に限り、特開金の支給対象とする。

(注1:「継続して雇用することが確実」とは、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。要領0201イ参照)

具体的には、雇入れられた当初に締結した雇用契約において、暫定支給決定期間の終了後に本支給決定を受けるか否かにかかわらず、その雇用期間を以下のいずれかとするものであって、その旨が雇用契約書や労働条件通知書等で明確に記されている場合をいう。

① 期間の定めのない雇用であること

② 有期雇用契約であっても、契約が自動的に更新されるものであるか又は本人による契約更新の意思表示があれば更新されるものであること

(注2:労働契約法第18条により、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申し込みにより無期労働契約に転換することとされている。)

なお、上記雇用契約は、雇入れ当初に締結されることが必要であり、暫定支給決定期間の終了後に締結された場合は、該当しない。

(2) 離職割合要件の見直し

平成27年10月から全ての事業所について、過去に特開金を利用して雇い入れた者の離職率が50%を超える場合には不支給とする離職割合要件を設定しているが、A型事業所についてはその割合を25%とする。

3 施行について

(1) 本件取扱いは、平成29年5月1日以降に雇い入れられた者に対し適用する。

(2) 平成19年4月2日付け障発第0402001号「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」については、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において改正予定であるため、おって通知する。